

○経済産業省・国土交通省告示第 号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第三条第一項の規定に基づき、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針

低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定める。なお、この基本方針において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号、以下「法」という。）、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（令和六年政令第 号）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第 号）において使用する用語の例による。

第一 低炭素水素等の供給及び利用の促進の意義及び目標に関する事項

一 低炭素水素等の供給及び利用の促進の意義

二千五十年カーボンニュートラルの実現に向けては、徹底した省エネルギー化、再生可能エネルギーや原子力といった脱炭素電源の利用促進等を進めるとともに、脱炭素化が難しい分野においてもグリーン・トランスフォーメーション（以下「GX」という。）を推進していくことが不可欠であり、こうした分野では、その安全性を確保しながら、低炭素水素等の活用を促進することが重要である。

ロシアによるウクライナ侵略を契機に、脱炭素化に向けた取組が加速し、欧米を中心として低炭素水素等の確保に向けたグローバルな投資競争が始まっている。水素・燃料電池分野で世界をリードし、また、グリーンイノベーション基金等を通じて低炭素水素等の製造、貯蔵、輸送及び利用に関する技術開発及び社会実装を進めてきた我が国としては、低炭素水素等のサプライチェーンの構築を早期に押し進めるとともに、世界で拡大しつつある低炭素水素等の市場を獲得していくことが重要である。

「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（令和五年七月閣議決定）」においては、「大規模かつ強靱なサプライチェーンを国内外で構築するため、国家戦略の下で、クリーンな水素・アンモニアへの移行を

求めるとともに、既存燃料との価格差に着目しつつ、事業の予見性を高める支援や、需要拡大や産業集積を促す拠点整備への支援を含む、規制・支援一体型での包括的な制度の準備を早期に進める。」とされている。法は、同戦略に基づいて、国が前面に立って、低炭素水素等の供給及び利用を早期に促進するため、基本方針の策定、需給両面の計画認定制度の創設、計画認定を受けた事業者に対する支援措置や規制の特例措置を講ずるとともに、低炭素水素等の供給拡大に向けて、水素等（法第二条第一項に規定する水素等をいう。以下同じ。）を供給する事業者が取り組むべき判断基準の策定等の措置を講ずるものである。

二 低炭素水素等の供給及び利用の促進の基本的な方向及び目標

令和五年四月に行われたG7広島サミット的首脳コミュニケにおいて、「低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素並びにアンモニアのようなその派生物」を開発及び使用すべきことに加え、我が国が提唱した「炭素集約度（水素等の単位当たりの製造等に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量をいう。以下同じ。）」という概念に基づいて水素等の環境適合性を評価することの重要性が初めて確認された。我が国としては、水素等の製造源ではなく、炭素集約度に基づいて低炭素水素等の要件を

定め、この要件を満たす水素等の活用を促進する。中長期的には、カーボンニュートラルに向けた国際的な議論や状況を注視し、今後の技術の進捗等も踏まえ、炭素集約度に基づく低炭素水素等の要件を必要に応じて見直していく。

また、エネルギー安全保障の観点からは、国内における低炭素水素等の製造及び供給体制の構築に取り組むことが重要である。特に、再生可能エネルギーが出力制御される局面においては、余剰電力価格が安いことに加え、調整力として再生可能エネルギーの更なる導入拡大に資する観点からも、国内における低炭素水素等の製造を最大限推進していく。このため、法に基づく支援措置を講ずるに当たっては、十分なコストの低減を見込むことができ、将来的に価格競争力を有する見込みのある、低炭素水素等の国内製造事業に対して最大限支援していく。加えて、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した低炭素水素等の製造、貯蔵、輸送及び利用に係る設備を地域特性に応じて組み合わせた地域における低炭素水素等のサプライチェーンの構築に向けた取組を推進していく。他方、当面の間、国内での水素等の製造規模のみでは国内における低炭素水素等の需要量に対応することができない恐れがある。また、世界では、米国のインフレ抑制法や欧州の欧州水素銀行等、エネルギー政策と産業政策が一体となった大胆

な施策が次々と実行に移されつつあり、低廉な低炭素水素等の製造が可能な適地の確保等、低炭素水素等のサプライチェーンの構築に向けた競争が始まっている状況である。このため、国内よりも相対的に低廉かつ大規模に供給が可能であり、我が国の技術等を活用して製造された低炭素水素等の輸入事業についても支援していく。その際、エネルギー供給源の多角化を図るため、従来の資源国に加え、アジアやインド太平洋といった再生可能エネルギーが豊富な地域からの低炭素水素等の輸入も見据えていく。その際、特定の供給源への経済的依存関係や過剰生産能力から生じる構造的な脆弱性に対処し、公平な競争条件を促進することが重要となっていることに鑑み、同志国と連携しつつ、透明性があり強靱で持続可能な低炭素水素等のサプライチェーンを可能な限り広範に構築し強化していく。また、低炭素水素等のサプライチェーンの構築や水素等関連産業への波及といった視点から、必要な標準化を戦略的に推進していく。

低炭素水素等のサプライチェーンを構築し強化していくに当たって、低炭素水素等の供給量や供給コストの見通しを示すことは効果的である。このため、我が国では、イノベーションの進展や市場規模の変化等を踏まえる必要があるが、「第六次エネルギー基本計画（令和三年十月閣議決定）」において、

供給量に関し、二千三十年に水素については年間最大三百萬トン、アンモニアについては年間三百萬トン（水素換算で約五十萬トン）程度、合成メタンについては既存インフラに一パーセントの注入を指すとしており、供給コストに関し、二千三十年に水素については一ノルマル立米当たり三十円（一キログラム当たり約三百三十四円）（CIF価格）、アンモニアについては一ノルマル立米当たり十円台後半（熱量等価水素換算）での供給を指すとしている。また、二千五十年には、水素の供給量を年間二千萬トン程度、アンモニアの供給量を年間約三千万トン（水素換算で年間約五百万トン）にすることを指すとし、水素については長期的には化石燃料と同等程度の水準まで供給コストを低減することを目指すとしている。

加えて、令和五年六月に改定された「水素基本戦略」において、水素及びアンモニアについては四十年に年間千二百万トン程度の導入を目指すとしている。また、合成メタンについては二千三十年代に大量生産技術の実現を、合成燃料については二千三十年代前半までの商用化を、それぞれの関連する協議会において目指すとしている。国際エネルギー機関の分析レポートにおいても、カーボンニュートラルに向け二千五十年の世界における水素等の需要量は、足元の約五倍に増加する見通しであり、ト

トラック等の運輸、鉄鋼や化学といった産業、発電等の部門において大規模な水素等の需要が想定されている。

こうした見通しを参考に、低炭素水素等のサプライチェーンの構築に向けて、二千三十年・二千四十年・二千五十年という時間軸を意識しながら、低炭素水素等の供給及び利用の両面から必要な施策を適切なタイミングで講じていく。

二千三十年に向けて、供給面では、グリーンイノベーション基金等を活用して、低炭素水素等の供給に係る技術開発及び商用化を支援するとともに、法に基づく支援措置を講ずることで、大規模かつ強靱な低炭素水素等のサプライチェーンを早期に立ち上げていく。そのサプライチェーンの選定に当たっては、エネルギー安全保障の観点から、十分なコストの低減を見込むことができ、将来的に価格競争力を有する見込みのある国内における低炭素水素等の製造を最大限支援しつつ、国内製造だけでは対応することができない需要量に対する供給量を確保するため、国内よりも相対的に低廉かつ大規模に供給が可能であり、我が国の技術等を活用して製造された低炭素水素等の輸入についても支援していく。

また、利用面では、鉄鋼や化学、運輸、発電といった分野において、グリーンイノベーション基金等

を活用して低炭素水素等の利用に係る技術開発を支援し、社会実装を進めていく。具体的には、鉄鋼分野では、高炉への水素吹き込み（主に所内で発生する副生ガスを充当）によって二酸化炭素排出量を十パーセント削減する技術について、大型高炉実機を用いた水素還元製鉄（「COURSE50」という。）の実証に着手するとともに、水素還元のための水素の部分的な商用利用を開始していく。

化学分野では、低炭素水素等を活用し、ナフサ分解炉の熱源の燃料転換、石油由来のナフサからの原料転換に向けた研究開発等を進めるとともに、部分的な商用利用を開始していく。

運輸分野では、燃料電池自動車の利点が発揮されやすく、一車両当たりの充填量も大きいことから、商用車の重点的な導入を図る。導入に向けては、長距離の幹線輸送や地域内輸送等を組み合わせる需要を創出する取組を先行して進めることが重要であり、その需要と一体で水素ステーションの整備を推進していく。具体的には、大型商用車の走行台数や車両登録数等を踏まえて相当程度の需要が見込まれる地域であり、加えて商用車の導入に向けた目標設定や財政支援等を行う地方公共団体の意欲的な活動が見られる地域を重点地域と定め、先行需要の創出とともに、周辺需要の喚起を図っていく。こうした重点地域で、将来の低炭素水素等の活用を見据え、先行的に水素ステーションの整備を行う事業者の事業

が持続可能となるよう、既存燃料価格を踏まえた追加的な支援を行うことで、初期需要を創出し、早期の水素モビリティ社会、さらには水素社会の実現に向けた基盤を構築していく。

発電分野では、水素・アンモニアの火力発電について、将来的な専焼化を見据えつつ、二十パーセント程度のアンモニア導入及び十パーセント程度の水素導入による燃料転換を進めていく。特にアンモニア発電については、石炭火力への依存度が高いアジア諸国における脱炭素化と経済成長を両立する現実的なソリューションとして展開し、アジア全体での脱炭素化に貢献していく。

これらの取組のほか、規制・制度的措置を通じた低炭素水素等の需要創出に向け、既に電力、ガス、燃料、産業、運輸等の関連する審議会等において、低炭素水素等の利用の促進に向けた制度の在り方について検討を開始しており、低炭素水素等の利用に係る技術水準及び経済性等に留意しつつ結論を得る。こうした様々な施策を組み合わせ、低炭素水素等のサプライチェーンの創出及び拡大を図っていく。

二千四十年に向けて、供給面では、余剰電力の再生可能エネルギー等を活用して製造コストを下げつつ、国内資源（再生可能エネルギーや原子力、廃プラスチック、メタンハイドレード等）からの水素製造を最優先にして低炭素水素等の供給量を拡大させていくことに加え、再生可能エネルギー等が安価で

豊富な地域からの低炭素水素等の輸入にも取り組み、エネルギー供給源の多角化と供給コストの低減を図っていく。加えて、地中に天然で存在する水素の採取に関する調査を進め、こうした水素の供給を行う可能性についても検討していく。

また、利用面では、鉄鋼分野において、高炉への水素吹き込み量の増加により二酸化炭素排出量を五十パーセント削減する技術（以下「Super COURSE50」という。）や、高炉を用いずに鉄鉱石を固体のまま水素で還元する技術（以下「水素直接還元技術」という。）について、二千四十年代の社会実装を目指し、研究開発を進めていく。

化学分野では、低炭素水素等を活用し、ナフサ分解炉の熱源の燃料転換、石油由来のナフサからの原料転換について、社会実装を進めていく。

運輸分野では、商用車を中心とした自動車での低炭素水素等の需要を拡大させるとともに、鉄道、船舶等の様々な需要に向けたの導入を促進していくとともに、こうした分野への需要の広がりを見据え、水素ステーションの大規模化・マルチユース化を進めていく。

発電分野では、水素・アンモニアの火力発電について、専焼又は水素等への転換率五十パーセント以

上の燃焼技術を確立して燃料の転換を進めるとともに、特にアンモニア発電技術をアジア諸国をはじめとする他国へ展開する等、確立した技術の海外展開を加速化させていく。

二千五十年に向けて、供給面では、国内における再生可能エネルギー等からの水素製造や新たな資源国からの低炭素水素等の輸入の取組を加速化させ、更なるエネルギー供給源の多角化と供給コストの低減を図っていく。また、利用面では、鉄鋼分野におけるSuper COURSE50や水素直接還元技術、発電分野における水素・アンモニア専焼等の導入を進めていくことで、カーボンニュートラルの実現を目指す。

こうした見通しの下、まずは脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第七条第一項の規定により発行される脱炭素成長型経済構造移行債（以下「GX経済移行債」という。）を活用し、令和十二年度を目途に大規模かつ強靱な低炭素水素等のサプライチェーンの構築を目指す。この際、鉄鋼・化学・運輸といった脱炭素化が困難な分野と、こうしたサプライチェーン構築に資する発電分野において、変革の嚆矢となる低炭素水素等供給等事業計画に対し支援措置を講ずることで、先行的で自立が見込まれるプロジェクトを立ち上げていく。

第二 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する事項

一 低炭素水素等の利用を特に促進すべき事業分野に関する事項

低炭素水素等が様々な分野で幅広く利用されていくためには、成長志向型カーボンプライシングをはじめとした様々な制度が有効に機能することで、低炭素水素等の経済合理性を徐々に高めながら、需要家に選択される環境を整える必要がある。換言すれば、低炭素水素等が十分な経済合理性を有するまでの間は、低炭素水素等の価格は化石燃料に比べ相対的に高い状況が続くことから、選択されにくいエネルギー又は原材料であり、普及量も一定程度とならざるを得ない。この間、低炭素水素等は、いわば稀少財であることから、鉄鋼・化学・運輸といった代替技術が少なく脱炭素化が困難な分野・用途に優先的に供給していくことが必要である。

他方、現状では、こうした分野における低炭素水素等の需要量は限定的であり、大規模かつ強靱な低炭素水素等のサプライチェーンの構築につながるほどの需要量とはならないことが見込まれる。加えて、再生可能エネルギーの変動性を補う調整力や供給力を確保する観点等から火力発電は引き続き重要であり、この脱炭素化を図る必要がある。こうしたことから、発電における低炭素水素等の利用を取り込む

ことによつて、電力分野の脱炭素化を進めつつ、大規模かつ強靱な低炭素水素等のサプライチェーンの構築につながる需要を安定的に確保していく。

二 エネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保しつつ脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を図るために重点的に実施すべき低炭素水素等供給等事業の内容及び実施方法に関する事項

G Xの実現に向け、我が国では、G X経済移行債を創設し、G X経済移行債の資金の使途については、「規制・制度的措置と一体的に講じていく」ことに加え、「民間のみでは投資判断が真に困難な案件であつて、産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献する分野への投資を対象とする。」という国による投資促進策の基本原則を示したところである。現状、低炭素水素等の価格が化石燃料に比して高いために、利用側は大規模な投資に踏み切れず、供給側も利用側が大規模かつ強靱なサプライチェーンの構築に踏み出せないゆえ、低廉な低炭素水素等が供給されない現状である。こうした状況を打破すべく、エネルギーの安定的かつ低廉な供給の確保を大前提に、G Xの実現に向けて、法第十條第一号イに規定する資金に充てるための助成金の交付（以下「価格差に着目した支援」という。）及び同号ロに規定する資金に充てるための助成金の交付（以下「拠点整備支援」という。）といった支

援措置を講ずる。

1 価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容

価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策、すなわち、安全性、安定供給、環境適合性及び経済効率性の観点並びにGX政策、すなわち、脱炭素化及び産業競争力の強化・経済成長の両立の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)①、②イ並びに(2)①イは価格差に着目した支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が必ず満たすべき要件（以下「必須の要件」という。）とする。

(1) エネルギー政策

① 安全性

安全に関する法令に係る許認可等を取得する見込みがあること。

② 安定供給

イ 低炭素水素等の供給量が水素換算で少なくとも年間千トンを超えること。

ロ 国内で低炭素水素等を製造すること。

ハ 価格差に着目した支援の採択案件全体を通じた、供給源の多角化、生産地・技術・燃料の多様化に資すること。

ニ 我が国企業による上流権益の参入比率が高いこと、価格の安定性が高いこと。

③ 環境適合性

低炭素水素等の炭素集約度が相対的に低いこと。

④ 経済効率性

イ 支援終了後に自立的な供給が可能となる水準にまで供給コストが低減すること。

ロ 経済的かつ合理的な方法で脱炭素化に資する資源を活用すること。

ハ 同種の事業と比べ、供給コストに優位性があること。政府による支援額当たりの低炭素水素等の供給量等の事業効率が高いこと又は支援総額が少ないこと。

(2) G X 政策

① 産業競争力の強化・経済成長

イ 鉄鋼・化学・運輸といった脱炭素化が困難な分野・用途に供給していること。

- ロ 国内への経済的波及効果が大きく、拡張性があること。
- ハ 低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業の双方において、我が国産業の国際競争力の強化に寄与すること。
- ニ 国際的に脱炭素化に向けた規制が整備されていない等、低炭素水素等の利用促進が困難な分野・用途に供給していること。
- ホ 同種の事業と比べ、投資決定又は低炭素水素等の供給開始が早期に行われること。
- ヘ 国内への投資や雇用創出等の規模が大きいこと。
- ト 市場の将来を見据え、支援終了後に自立的な供給が可能となる水準にまで供給コストを低減させるための工夫その他の政府による支援から自立するための工夫がされていること。
- チ 技術革新性又は競争優位性があること。
- リ 低炭素水素等供給等事業を行い、又は行おうとしている地域において、その地域に立地する事業者、地方公共団体等により、将来の低炭素水素等の広域的な供給及び利用が構想され、当該構想を踏まえ低炭素水素等供給等事業計画が作成されていること。

② 脱炭素化

国内での二酸化炭素の排出削減に寄与すること。

2 価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法

価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。

(1) 低炭素水素等供給等事業計画の確実性及び妥当性

① 低炭素水素等利用事業者による低炭素水素等利用事業の確実性が高いこと。

② 計画全体における施設の設計、工事若しくは運転計画、資金計画、上流権益の取得状況、原料・電力供給等の長期間の確保、CCSを行う場合の貯留地の確保、自治体との協調等に関し、確実性及び妥当性が高いこと。

(2) 国と低炭素水素等供給等事業を行い、又は行おうとする者とのリスク分担の妥当性

① ファイナンスリスクや供給開始リスクへの対応のため、基準価格（低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給を継続的に行うことを可能とする当該低炭素水素等の単位量当たりの価

格をいう。)及び参照価格(低炭素水素等利用事業者が既存の原料・燃料に代替して低炭素水素等の利用を行う場合における当該原料・燃料の単位量当たりの価格をいう。)が、定められた基本的な考え方にに基づき、設定されていること。

② 低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクに対応していること。

3 拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策の観点及びGX政策の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)①、②並びに(2)①イ、トは拠点整備支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が満たすべき必須の要件とする。また、(2)①ルは必須の要件であると共に評価項目としても用いる。

(1) エネルギー政策

① 安全性

安全に関する法令に係る許認可等を取得する見込みがあること。

② 安定供給

低炭素水素等の供給量が水素換算で少なくとも年間一万トンを超えること。

③ 環境適合性

低炭素水素等の炭素集約度が相対的に低いこと。

④ 経済効率性

イ 支援終了後に自立的な供給が可能となる水準にまで供給コストが低減すること。

ロ 経済的かつ合理的な方法で脱炭素化に資する資源を活用すること。

ハ 政府による支援額当たりの低炭素水素等の供給量及び二酸化炭素排出量の削減量等の事業効率が高いこと又は支援総額が少ないこと。

(2) GX政策

① 産業競争力の強化・経済成長

イ 鉄鋼・化学・運輸といった脱炭素化が困難な分野・用途に供給していること。

ロ 国内への経済的波及効果が大きく、拡張性があること。

ハ 低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業の双方において、我が国産業の国際競争

力の強化に寄与すること。

二 国際的に脱炭素化に向けた規制が整備されていない等、低炭素水素等の利用促進が困難な分野・用途に供給していること。

ホ 市場の将来を見据え、支援終了後に自立的な供給が可能となる水準にまで供給コストを低減させるための工夫その他の政府による支援から自立するための工夫がされていること。

ヘ 技術革新性又は競争優位性があること。

ト 地域経済への貢献があること。

チ 地域の産業構造を踏まえた将来の道筋を示していること。

リ 具体的な地域経済への投資や雇用創出等の規模が示されていること。

ヌ 低炭素水素等供給等事業を行い、又は行おうとしている地域において、その地域に立地する事業者、地方公共団体等により、将来の低炭素水素等の広域的な供給及び利用が構想され、当該構想を踏まえ低炭素水素等供給等事業計画が作成されていること。

ル 周辺地域の低炭素水素等の潜在的需要の創出や、カーボンリサイクル・CCUSを含む新

たな技術を柔軟に取り込むことができる中長期的な見通しを持った拠点整備計画となっていること。

ヲ 周辺地域の低炭素水素等の需要の増加に応じて設備を拡張することができる用地が確保でき
きる見込みがあること。

ワ 地域間で低炭素水素等の供給及び利用に係る連携の可能性があること又は後発で低炭素水
素等を供給若しくは利用しようとする地域に低炭素水素等の供給若しくは利用を展開する可
能性があること

② 脱炭素化

国内での二酸化炭素の排出削減に寄与すること。

4 拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑
かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、

(1)は必須の要件とする。また、(2)、(3)、(5)は必須の要件であると共に評価項目としても用いる。

- (1) 低炭素水素等の供給を行う地点から利用を行う地点までにおける低炭素水素等の輸送又は貯蔵のために必要な設備であつて、複数の低炭素水素等利用事業者が共同して使用するもの（導管や貯蔵設備等）が低炭素水素等供給等計画に含まれていること。
- (2) 拠点整備に関する明確なビジョンがあり、それに対するコミットメントを示し強力にそれを推進するリーダーシップを持つ事業者及びその事業者を中心とした適切な体制があること。
- (3) 低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等供給事業の確実性及び妥当性が高いこと。
- (4) 拠点整備までの具体的な計画が策定されていること及び拠点整備の時期が明確化されていること。
- (5) 低炭素水素等の供給、輸送、貯蔵又は利用に関する事業者等との間で低炭素水素等供給等事業計画の実施に当たつての合意形成の見通しがあること（地方公共団体等との連携及び地域住民からの理解を含む。）。
- (6) 低炭素水素等供給等事業計画の実施に当たつて利用する港湾の港湾管理者と十分な調整を行っていること及び気候変動に伴う潮位上昇等への対策が計画されていること。

三 低炭素水素等供給等事業により得た知見を活用して行う脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資す

る取組に関する事項

1 価格差に着目した支援及び拠点整備支援により支援を受ける低炭素水素等供給等事業が契機となり、令和十二年度以降における後発の低炭素水素等のサプライチェーンの構築につながっていくことが重要である。このため、支援を講ずるに当たっては、当該支援で得られた知見を適切に活用して、国内外で新たに関連事業を実施する等の取組を予定していることを確認することとする。

2 価格差に着目した支援及び拠点整備支援により支援を受けようとする低炭素水素等供給事業者は、令和五年に経済産業省が設立した「GXリーグ」に加入する等、二酸化炭素の排出を削減するための次に掲げる取組を実施すること。ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により報告された令和二年度の二酸化炭素の排出量が二十万トン未満の事業者又は中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組をもって、これに替えることができる。

(1) 国内におけるScope 1（事業者が自ら排出した二酸化炭素の量をいう。）及びScope 2

(他社から供給された電気、熱又は蒸気の使用に伴って排出された二酸化炭素の量をいう。) に関する排出削減の目標を令和七年度並びに令和五年度から令和七年度までの三年間及び令和十二年度において設定し、二酸化炭素排出量の実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施した上で、毎年度公表すること。ただし、第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン(令和四年十一月GXリーグ事務局策定)」に則り行うこと。

(2) (1)において設定した目標を達成できない場合には、Jクレジット制度若しくはJCMクレジット制度により認証されたクレジットを取得する又は当該目標を達成できない理由を公表すること。

(3) 取引先に働きかけることや環境性能の高い部素材の調達等を通じて、サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進すること。

四 低炭素水素等の供給及び利用の促進のための方策に関する事項

1 国は、低炭素水素等供給等事業計画の認定に当たり、エネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保しつつ、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行が図られるよう、認定供給等事業者が当該計画に従って低炭素水素等供給等事業を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、低炭素水素等が鉄鋼・化学・運輸といった産業分野及び発電分野で利用されることが重要であることに鑑み、こうした分野に対する低炭素水素等の安定的かつ低廉な供給を確保するために必要な人材教育や研究開発、標準化等を支援する措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、海外の支援制度等における低炭素水素等の要件を参考に、低炭素水素等の要件を適切に見直すほか、低炭素水素等の炭素集約度の更なる低減を図るため、低炭素水素等の炭素集約度に応じた表示その他の低炭素水素等利用事業者がより炭素集約度の低い低炭素水素等を選択しやすくするための事業環境の整備に努めるものとする。

4 国は、低炭素水素等の安定的かつ低廉な供給を確保するため、低炭素水素等の製造国と消費国との対話や消費国間の連携等を通じて、「仕向地」の自由化を推進するものとする。

5 国は、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した低炭素水素等の製造、貯蔵、輸送、利用に係る設備とそれらをつなぐインフラネットワークの整備を通じ、効率的な低炭素水素等のサプライチェーンの構築の促進に努めるものとする。

6 地方公共団体は、その地域における当該地方公共団体、低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利

用事業者、低炭素水素等を利用して製品を製造する事業者等が相互に連携を図るとともに、地方公共団体の相互的かつ広域的な連携を図ることにより、地域における低炭素水素等の効率的なサプライチェーンの構築の促進に努めるものとする。

第三 低炭素水素等供給等事業の用に供する施設の適正な整備その他の低炭素水素等の供給及び利用の促進に際し配慮すべき重要事項

一 供給等施設の適正な整備に際し配慮すべき重要事項

供給等施設は港湾や道路に整備されることが想定されるが、このとき、港湾や道路それぞれのインフラとしての本来の機能を継続的に維持する必要がある。このため、港湾や道路のインフラとしての本来の機能を損なうことなく供給等施設が適正に整備されるよう、国は、事業者により次の項目に照らして適切に供給等施設が整備されるよう配慮するものとする。

1 供給等施設は、効率的かつ強靱なサプライチェーンの構築に資するものとし、適切な規模で必要な位置に計画的に整備すること。

2 港湾において供給等施設を整備しようとする場合にあっては、既存の港湾施設の有効活用を図る等、

港湾の利用又は保全の妨げとならないよう配慮するとともに、港湾計画及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第一項に規定する港湾脱炭素化推進計画との整合を図ること。

3 導管を整備しようとする場合にあっては、必要以上に道路を占用しない等、道路の利用又は保全の妨げとならないよう配慮するとともに、導管を整備しようとする場所が道路の事情その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

二 低炭素水素等の供給及び利用の促進に際し配慮すべき重要事項

1 国は、価格差に着目した支援又は拠点整備支援を希望する低炭素水素等供給等事業計画の認定に当たり、必要に応じ有識者等の意見も聴取した上で、その内容も踏まえて当該低炭素水素等供給等事業計画の適切性を確認するものとする。

2 国は、低炭素水素等供給等事業計画の認定に当たり、低炭素水素等の効率的なサプライチェーンの構築のためには全国的な見地から拠点の最適配置が必要であることを踏まえ、拠点とその周辺地域を海上輸送等によりハブ・アンド・スポークとして結ぶことで、低炭素水素等の効率的なサプライチェーンとなるよう配慮するものとする。その際、低炭素水素等を安定的かつ低廉に供給するサプラ

イチェーンを構築するため、低炭素水素等の輸送の拠点として既存の港湾が積極的に活用されるよう配慮するものとする。

3 価格差に着目した支援及び拠点整備支援の執行に関連して、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）は、経済産業大臣と連携し、交付申請時の審査、交付決定並びに交付決定後の事業の進捗管理の実施等を通じ、適正な執行に努めるものとする。また、経済産業大臣が事業者の提出する低炭素水素等供給等事業計画を審査並びに進捗を管理するに当たっては、JOGMECはこれまでの天然ガス等の事業に携わってきた知見及び専門性を活かし、計画の確実性及び妥当性について情報提供するものとする。

4 国は、低炭素水素等の大規模な供給及び利用に係る保安規制について、安全確保を大前提に、手続の迅速化を図るとともに、その技術基準の適用に当たっては、国際調和や最新の科学的データを踏まえた合理的かつ適正なものとする。

5 水素等の供給又は利用を行う事業者は、低炭素水素等の供給又は利用の促進のため、低炭素水素等の取引について協議する際には、基本方針の趣旨に従い誠実に協議するものとする。